

応急手当普及員のみなさまへ

応急手当普及員再講習会開催の御案内

応急手当普及員の認定期間は３年間となっており、認定継続には応急手当の技能を維持・向上していただくため、再講習の受講が必要となります。

つきましては、応急手当普及員再講習会を下記の日程により開催しますので、御案内いたします。

記

1 日程等

(1) 日時

令和７年５月３０日（金） 午後１時から午後４時まで
午後０時３０分から受付を開始します。

(2) 場所

渚消防署３階会議室

2 講習内容

応急手当普及員として必要な応急手当の知識・実技等を再確認していただき、応急手当普及員の認定を継続するための講習会です。

3 持ち物

(1) 応急手当普及員認定証

(2) 筆記用具等

4 受講申込み

(1) 申込みの締切りは令和７年５月２３日（金）までとなります。

(2) 松本広域消防局もしくは、最寄りの消防署・出張所へ申込み手続きを行ってください。

(3) 電話・ファックスでの申込みは、松本広域消防局警防課担当へ連絡してください。

電話番号 ： ０２６３－２５－１６９９

FAX番号： ０２６３－２５－３９８７

5 その他

- (1) 当消防局が主催する普通救命講習会又は上級救命講習会を受講することにより継続認定も可能です。
- (2) 応急手当普及員の認定後、普通救命講習会又は上級救命講習会を受講されていれば今回の講習を新たに受講していただく必要はありません。
- (3) 当日は、動きやすい服装で参加をお願いいたします。
- (4) 不明な点等がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

〒399-0841 松本市渚1丁目7番12号 松本広域消防局警防課 担当 古畑 悠治 TEL (0263) 25-1699 FAX (0263) 25-3987
--

会場案内図

